

# 令和8年度北九州市子育て世帯訪問支援事業業務受託者募集要項

## 1 目的

家事・子育て等に対して不安を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整えることを目的として、訪問支援員を派遣する事業を行います。については、令和8年度の受託事業者の募集を行います。

## 2. 議会の議決

本要項に基づく受託者の募集は、本事業の実施に係る令和8年度予算案が、北九州市議会において可決されることにより成立します。

可決されなかった場合には、募集を行わなかったものとして取り扱いますが、応募及びその準備等に係る損害賠償等には一切応じられません。

## 3 募集形態

本業務の目的を達成するため、適当と認められる事業者に委託します。子育て世帯訪問支援事業を利用しようとする者（以下「利用者」という）が事業者を選定できるように、複数の事業者に委託します。

## 4 委託名・委託期間

- (1) 業務名 令和8年度北九州市子育て世帯訪問支援事業委託業務  
(2) 委託期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

## 5 業務の概要

「北九州市子育て世帯訪問支援事業実施要綱」第5条に定める支援内容を実施します。

- (1) 訪問支援員の派遣による家事・育児に関する支援  
(2) 派遣に付随する以下の業務  
ア. 区役所との連絡調整  
イ. 区役所の指示による支援検討会議への出席  
ウ. 各月の実績・利用者の状況報告  
エ. その他上記に付随する業務（帳票類の整備・事業報告等）

## 6 委託料

- |                       |        |
|-----------------------|--------|
| ア. サービス提供費用（1回あたり）    | 5,000円 |
| イ. 利用料減免世帯のサービス提供費用加算 | 500円   |
| ウ. キャンセル料（1回あたり）      | 1,300円 |
| エ. 支援検討会議への出席（1回あたり）  | 6,000円 |

## 7 受託者の要件

次に挙げる要件を全て満たす事業者であること。

- (1) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九

州市規則第11号)第6条第1項の有資格業者名簿(以下「有資格業者名簿」という。)に記載されていること。

- (2) 訪問支援員として派遣可能な従事者を有していること。
- (3) 「北九州市子育て世帯訪問支援事業実施要領」第5条に定める支援内容を提供できること。
- (4) 市内に子育て世帯訪問支援事業を提供する事務所や事業所があること。
- (5) 次のいずれかの条件を満たす事業者で、妊産婦や乳幼児等のいる家庭での家事及び育児支援の実績が2年以上あること。
  - ア. 公益社団法人全国保育サービス協会に加盟していること。
  - イ. 保健師、助産師、看護師、保育士、幼稚園教諭又は介護保険法に基づく指定居宅サービス事業所の管理者のいずれかの資格を有する者による相談体制をもって家事及び育児支援事業を実施していること。
- (6) 訪問支援員に対して、資質の向上、個人情報保護、感染症予防、救急救命等の必要な研修を行うこと。
- (7) 事故等の緊急事態に備え、損害賠償保険等の保険に加入すること。
- (8) 北九州市と適切な連携・調整を行うことができること。
- (9) 受託希望事業者は、市主催の当該事業説明会及び研修会に参加すること。

## 8 欠格事項

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者。
- (2) 暴力団又はその他暴力的集団の構成員、また暴力団関係者として入札等除外措置を受けている者。
- (3) 法人の場合は、法人事業税(地方法人特別税を含む)、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者。個人の場合は、所得税、消費税及び地方消費税を滞納している者。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者。又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項に基づき再生手続き開始の申し立てをなされている者。
- (5) 次の号のいずれかに該当している団体
  - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は北九州市暴力団排除条例(平成22年北九州市条例第19号)第2条第2号に規定する暴力団員等の統制の下にあるもの。
  - イ 代表者又は役員が暴力団員等であるもの。
  - ウ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるもの。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体。
- (7) 本市から指名停止を受けている期間中であるもの。

## 9 事業説明会の開催

事業実施にあたっては、事業説明会を実施しますので、受託申し込みを希望される新規受託希望事業者につきましては、必ずご出席ください。出席しない場合は、受託できませんので、ご留意ください。

## (1) 日時・開催方法

[日時] 令和8年2月5日（木）9時30分～10時30分

[開催方法] オンライン（Zoom配信）

## (2) 参加申し込み

[方法] 別添「北九州市子育て世帯訪問支援事業説明会参加申込書」に必要事項を記入の上、Eメールでお申し込みください。

[締切] 令和8年2月3日（火）17時必着

申込先アドレス kod-kodomo@city.kitakyushu.lg.jp

※受信後、ZoomミーティングのID・パスワード等をお送りします。

2月4日（水）15時までに届かない場合はお問い合わせください。

## 10 質問票の提出及び回答

受託に際して質問等がある場合は、質問票による確認をすることができます。

### (1) 提出期限・方法

令和8年1月30日（金）17時必着（Eメールのみで受け付けます。）

送付先アドレス kod-kodomo@city.kitakyushu.lg.jp

### (2) 回答方法

質問に対する回答は、受託申込みに際して必要な項目のみ、事業説明会で説明します。

## 11 事業受託申込み手続き等

事業説明会参加後、受託希望の事業者は、受託に必要な以下の書類をご提出下さい。様式等詳細については、事業説明会で説明します。

### (1) 提出書類

ア 令和8年度北九州市子育て世帯訪問支援事業業務受託申込書	1部（押印要）
イ 法人の概要について（様式1）	1部
ウ 訪問支援員として派遣可能な人員についてわかる資料（様式2）	1部
エ 法人の同種業務実績についてわかる資料（様式3）	1部
オ 誓約書（様式4）	1部（押印要）
カ 北九州市子育て世帯訪問支援事業有資格者届出書（様式5）	1部（押印要）
キ 定款、会則等	1部
ク 役員名簿	1部
ケ カの資格を証する免許の写し	1部
コ 損害賠償保険等の加入証書	1部
サ 個人情報保護や感染症防止等のマニュアル（整備している場合）	1部

※審査のために必要です。記載漏れ等が無いようにご協力ください。

### (2) 提出期限

令和8年2月18日（水）17時必着（郵送又は直接持参してください）

### (3) 提出先

北九州市子ども家庭局子ども総合センター企画係

〒804-0067 北九州市戸畠区汐井町1番6号（ウェルとばた7F）

TEL：093-881-6767

## 12 受託申込書類の審査

期間内に提出された申込書類一式とヒアリング等により審査を行い、委託事業者を決定します。審査結果は応募者に通知します。

### (1) 申込書の無効

次のいずれかに該当するものは、無効とします。

- ①受託者の要件に満たないもの。
- ②指定日時まで必要書類が提出されなかったもの。
- ③その他、申込みに関する条件に違反したもの。

### (2) 審査結果の連絡

審査結果については、令和8年3月上旬に、申込事業者に郵送通知します。

## 13 研修会の実施等

受託事業者に対し、研修会を実施します。

新規事業者は必ず受講し、受講報告書を提出してください。

(1) 受講期間（予定）：令和8年3月6日（金）～3月22日（日）

(2) 受講方法：動画視聴

(3) 受講報告書提出期限：令和8年3月24日（火）

（後日お知らせするメールアドレスに送信してください。）

(4) 救急救命講習の受講について

児童福祉法改正等に伴い、訪問支援員はAED（自動体外式除細動器）の使用方法や心肺蘇生等の実習を含んだ救急救命講習の受講が必要となりました。北九州市消防局が実施する普通救命Ⅰ、実技救命、普通救命Ⅲのいずれかを受講したことを証明する書類も上記受講報告書とともに提出してください。

## 14 応募上の注意

- (1) 手続きに関する一切の費用については、事業者の負担となります。
- (2) 提出された必要書類、及びその関係書類の返却は行っていません。
- (3) 提出された必要書類は、提出者に無断で使用しないでください。
- (4) 提出された必要書類に虚偽の記載をした場合は、必要書類の提出を無効とします。
- (5) 提出した書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。
- (6) 役員名簿は、北九州市暴力団排除条例に基づき、北九州市の事務事業から暴力団を排除するために、警察へ照会・確認するために使用することがあります。
- (7) 応募書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出してください。

## 15 問い合わせ先

北九州市子ども家庭局子ども総合センター企画係（担当：吉野・西岡）

〒804-0067 北九州市戸畠区汐井町1番6号（ウェルとばた7F）

TEL：093-881-6767 FAX：093-881-6768